

記入例

減額対象 労働者	氏 名(ふりがな)		減額対象労働者が従事する作業内容を簡潔に「作業内容A」欄に記入してください。 複数の作業に従事する場合は、「作業内容B、C、D、E」欄にも記入し、全体の作業量を100とした場合の「比率」(作業割合)も記入してください。									
	ろうどう	たろう	作業内容A		作業内容B		作業内容C		作業内容D		作業内容E	
	労働 太郎		商品の箱詰め	比率 50 %	商品の包装	比率 30 %	商品の検査	比率 15 %	清掃	比率 5 %		比率 %

〔作業実績に関する資料〕

1 比較対象労働者の選定

減額対象労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低賃金と同程度以上の賃金が支払われている者のうち、最低位の能力を有する者を「比較対象労働者」として選んでください。

比較対象 労働者	氏 名(ふりがな)		支払金額		従事業務の種類及び経験年数			作業内容(具体的に記入)				
	こうせい	はなこ	時間額		商品の製造業務			プレス機械を使用した商品の製造、出来上がった商品の検査、包装、箱詰め				
	厚生 花子		850	円								

「作業内容B、C、D、E」欄は、該当する作業がなければ、何も記入しないでください。

2 減額対象労働者と比較対象労働者の作業実績の比較(概ね過去2週間)

作業月日	作業内容A			作業内容B			作業内容C			作業内容D			作業内容E		
	商品の箱詰め			商品の包装			商品の検査			清掃					
	作業時間	作業量		作業時間	作業量		作業時間	作業量		作業時間	作業量		作業時間	作業量	
		比較対象労働者	減額対象労働者		比較対象労働者	減額対象労働者		比較対象労働者	減額対象労働者		比較対象労働者	減額対象労働者		比較対象労働者	減額対象労働者
1 6月1日	1時間0分 (9:30~10:30)	105	15	1時間30分 (13:00~13:30)	10	4									
2 月2日	1時間0分 (9:30~10:30)	110	13	1時間30分 (13:00~13:30)	10	5									
3 月3日	1時間0分 (9:30~10:30)	108	12												
4 月4日	1時間0分 (9:30~10:30)	110	16							10分 (14:30~14:40)	10	5			
5 月7日	1時間0分 (9:30~10:30)	110	17	1時間30分 (13:00~13:30)	10	5				10分 (14:30~14:40)	10	4			
6 月8日	1時間0分 (9:30~10:30)	106	11				20分 (9:30~9:50)	10	3						
7 月9日	1時間0分 (9:30~10:30)	104	15				20分 (9:30~9:50)	10	3						
8 月10日	1時間0分 (9:30~10:30)	103	14	1時間30分 (13:00~13:30)	10	4									
9 月11日	1時間0分 (9:30~10:30)	107	13							10分 (14:30~14:40)	10	4			
10 月14日	1時間0分 (9:30~10:30)	108	12				20分 (9:30~9:50)	10	3						
11 月15日	1時間0分 (9:30~10:30)	10	13	1時間30分 (13:00~13:30)	10	4	20分 (9:30~9:50)	9	2						
12 月16日	1時間0分 (9:30~10:30)	10	14	1時間30分 (13:00~13:30)	10	4	20分 (9:30~9:50)	10	1						
合 計		1091	165		60	26		49	12		30	13		0	0
減額対象労働者の労働能率 (比較対象労働者に対する割合)		1	0.151		1	0.433		1	0.244		1	0.433		1	0

全作業を考慮した労働能率(加重平均)	26.402	%
最低賃金法施行規則第5条の表による減額率(減額率の上限)	73.59	%

※ 全作業を考慮した労働能率(加重平均)の計算方法・・・
=「作業内容Aの労働能率」×「作業内容Aの比率」+「作業内容Bの労働能率」×「作業内容Bの比率」+「作業内容Cの労働能率」×「作業内容Cの比率」+「作業内容Dの労働能率」×「作業内容Dの比率」+「作業内容Eの労働能率」×「作業内容Eの比率」

3 作業実績を数量的に把握するのが困難な場合(前記2のうち、数量的に把握できない作業について、作業内容ごとにその理由を記入してください)

4 減額率

職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を勘案した最低賃金法施行規則第5条の減額率	45	%
---	----	---

※ 上記2の「減額率の上限」よりも高い減額率とすることはできません。

Ⅱ 作業能力に関する評価

別紙
(奈良労働局版)

記入例

1 作業能力評価表

※初回申請の場合は、「前回申請時」欄の記入は不要です。

項目	数	具体的な評価項目	評価点(5,4,3,2,1を選択)	前回申請時(5,4,3,2,1を選択)
基本的なルール	1	遅刻・早退・無断欠勤等の有無・頻度、休暇の連絡	3	2
	2	作業に適した身だしなみ、清潔感	4	3
	3	明示された規則や社会上のルールの理解・遵守	3	3
	4	健康管理(自己管理)の状況	3	3
	5	精神的な状態に左右されない自己統制力	3	3
作業頻度	6	作業時間と休憩時間の区別	2	2
	7	作業上の報告・連絡・相談	2	2
	8	作業内容の理解・遵守	2	2
	9	自主的な行動や意識	3	3
	10	仕事に対する興味	4	4
作業遂行力	11	正確性	3	3
	12	安全性(作業ミスの頻度、作業量等)	3	3
	13	集中力の維持	3	3
	14	体力(勤務時間中の持久力)	3	3
	15	危険回避行動	2	2
社会生活	16	挨拶・返事	4	4
	17	会話・言葉遣い	3	3
	18	感謝・謝罪	3	3
	19	協調性	3	3
	20	役割の意識・責任感	3	3

以上の評価項目(20項目)以外に、事業所独自の項目を加えても差し支えないです(追加した場合は、下の「評価項目数」欄の数値を変更してください(21~25))。

事業所独自項目	21			
	22			
	23			
	24			
	25			

評価合計点			59	点	57	点
評価点平均	評価合計	59	点 ÷ 評価項目数	20	=	2.95 点

- ※ 評価は5点満点で行う。評価基準は、概ね以下のとおりとする。
- 5点 比較対象労働者と同程度のレベルで行うことができ、問題はない。
 - 4点 比較対象労働者とほぼ同程度のレベルであり、問題はほとんど認められない。
 - 3点 比較対象労働者の半分程度のレベルであり、時々(週数回程度)問題が認められる。
 - 2点 比較対象労働者の2~3割程度のレベルであり、しばしば問題が認められる。
 - 1点 当該事項については、行うことができない。または、頻繁に問題が認められる。

2 作業能力の評価について

「5点=100%、4点=75%、3点=50%、2点=25%、1点=0%」とし、次の算式により計算する。

(評価点平均-1.0)×25

作業能力に対する評価	48.75 %
------------	---------